

都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

平成31年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 都市計画税 611,500 千円

(歳出) 都市計画事業費等に要する経費 1,486,263 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他	
都市計画 事業費等	街路費	733,982	312,689	281,300	0	96,023	43,970
	公園費	50,221	0	0	0	34,447	15,774
	下水道費	372,893	0	0	0	255,771	117,122
	区画整理費等	34,883	0	0	759	23,406	10,718
	公債費	227,229	0	0	0	155,859	71,370
	その他	67,055	0	0	0	45,994	21,061
	合計	1,486,263	312,689	281,300	759	611,500	280,015